

特別号

米国ブラウンフィールド法のおさらい

9月には欧州の事情について3週連続で特別号をお送りしましたが、如何でしたか。今週の特別号では基本に立ち返って、米国のブラウンフィールド法についてお伝えしようと思います。

一般に「ブラウンフィールド法」とよばれている法律の正式名称は、「小規模企業の浄化責任免除およびブラウンフィールド再活性化法 (Small Business Liability Relief and Brownfields Revitalization Act)」です。これは CERCLA (通称: スーパーファンド法) の修正法という位置づけで、2002年に施行されています。ここで法律の章立てをサッとみてみましょう。

タイトル I - 小規模企業の浄化責任保護 (Small Business Liability Protection)

タイトル II - ブラウンフィールド再活性化と環境修復

(Brownfields Revitalization and Environmental Restoration)

サブタイトル A - ブラウンフィールド再活性化のための財政援助

(Brownfields Revitalization Funding)

サブタイトル B - ブラウンフィールド負債の明確化

(Brownfields Liability Clarifications)

サブタイトル C - 州の対策プログラム

(State Response Programs)

同法律は「小規模企業の浄化責任保護」と「ブラウンフィールド」に関する2つの法律で構成されていることがわかります。これまで、このメルマで「ブラウンフィールド法」と呼んできたものは、実は後半部分のタイトル II のことを指していたのです。

では前半のタイトル I 「小規模企業の浄化責任保護」は具体的に何を対象にした法律なのでしょうか。内容をみてみましょう。

- スーパーファンドサイトの浄化責任を負っている産業廃棄物の排出事業者 (generators)、あるいは収集運搬業者 (transporters) が以下の条件を満たしている場合、免責となります。
 - 排出事業者または収集運搬業者が扱った有害物質を含むものが、110 ガロン (約 500 リットル) より少ない、または 200 ポンド (約 90kg) より少ない場合。ただし、その証明ができる書類 (マニフェスト) をそろえておく必要があります。
 - 2001年4月1日以前に有害物の廃棄、処理、輸送が行われた場合。

- 生活系廃棄物 (いわゆる身の回りで出るごみ) の排出者 (generators for the disposal of

municipal solid waste) が以下の条件を満たしている場合、免責となります。

- 住宅地の所有者、管理者、借地人である場合。
- 潜在的浄化責任の通知が届けられたときからさかのぼって3年間の平均従業員数が100人以下の商業活動を営んでいる。なおかつ、法律によって小規模企業体と定義されている場合。
- 廃棄物を発生させたNPOで、前年の従業員数が100人以下の場合。

ここでちょっと疑問がわきます。ご存知のとおりスーパーファンドサイトとは、有害廃棄物によって重度に汚染されたサイトで、国が優先的に浄化する必要があると判断したところです。有害物質を含む液体をドラム缶2.5本程度排出するような小規模事業者だけで、そこまで汚染されることはないだろうと思います。

ということで、法律がうたっている小規模企業とは、主な汚染原因者ではなくて、汚染発生に「ほんの少し」かかわってしまった企業のことをさしています。ほんの少しといえども、スーパーファンド法は広範に責任の網をかけるため、サイトを浄化する費用支払いの責任からは逃れられません。たとえば浄化費用に10億円かかるとして、その0.1%を支払うとしても、小規模零細企業にとってはかなりの負担となります。ですから同法律が施行されたことは、社会に対して少なからぬインパクトがあったと思われます。

次のようなことも考えられます。この法律が施行される前は、支払い能力の乏しい（または無い）小規模零細企業までが責任者になっていたため、誰が幾らお金を支払うのか？といった裁判上の問題解決がより面倒になっていたのではないかと想像されます。零細企業を汚染責任者リストからはずしてしまうことで、プロセスをスムーズにできたのではないのでしょうか。

さて、もう一度法律の章立てをみてみましょう。この法律は、Topic19でお伝えした財政インセンティブ制度、ブラウンフィールドに関連する環境負債の明確化、そしてこれまで環境メルマが皆さんと考えてきた「VCP！」（州の自主浄化プログラム）促進といった項目で構成されています。そしてこの法律のもと、米国は土地取引の際に障害となる土壌汚染の責任問題に解決の道筋をつけ、サイトアセスメントや浄化のための助成金やファンドの仕組みを作り、国内全体のブラウンフィールド再開発のムーブメントを作り上げてきました。

如何でしょうか？近い将来、日本の土壌汚染対策法にも修正条項が加わることだってあるかもしれないですね。そのとき何を考慮すべきなのか。日本とはカルチャーの異なる米国ですが、ブラウンフィールド法からアイディアが得られるかも知れません。

坂野のつけたし（というより感想？）

ドラム缶2本半がどのようにして決まったのか、調べることはできませんでした。小規模事業者がどのくらい困っていたのか、核心をつくようなケースは見つかりませんでした。でも、そこには何か物語があったはずですよ。このメルマは、実は「スーパーファンド法の物語」（21世紀編）だと思っています。人によって見方は違うと思いますが、でも違っていてもいいですよ？